

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに<u>第16条第1項</u>において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 省略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、<u>次条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、<u>前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに<u>第16条</u>において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 省略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、<u>第7条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、<u>幼稚園又は認定こども園</u>(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 省略</p>

連携力を行う者との間でそれぞれの役割の
分担及び責任の所在が明確化されているこ
と。

(2) 次項に規定する連携力を行う者の本来
の業務の遂行に支障が生じないようにする
ための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、
次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号
に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る
連携力を行う者として適切に確保しなければ
ならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事
業等を行う場所又は事業所(次号において
「事業実施場所」という。)以外の場所又は
事業所において代替保育が提供される場合
第27条に規定する小規模保育事業A型若し
くは小規模保育事業B型又は事業所内保育事
業を行う者(次号において「小規模保育事業
A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供さ
れる場合 事業の規模等を勘案して小規模
保育事業A型事業者等と同等の能力を有する
と市が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 省略

2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とす
る。

(1)～(3) 省略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調
理業務を受託している事業者のうち、当該家
庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分
に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適
切に遂行できる能力を有するとともに、利用
乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状
態に応じた食事の提供や、アレルギー、アト
ピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、
乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に
応じることができる者として市が適当と認
めるもの(第24条に規定する家庭的保育事
業者が第22条に規定する家庭的保育事業を
行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保
育者の居宅に限る。)において家庭的保育事
業を行う場合に限る。)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保
育を提供するものとする。

(1) 省略

(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第
46条第5項の規定による便宜の提供に対応す
るために行う保育

(3)～(5) 省略

(食事の提供の特例)

第16条 省略

2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とす
る。

(1)～(3) 省略

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保
育を提供するものとする。

(1) 省略

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第6
5号)第34条第5項又は第46条第5項の規定に
よる便宜の提供に対応するために行う保育

(3)～(5) 省略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。